

# 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月

## 1 現 状

### (1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与及び対応する民間従業員給与の状況

区 分	三 浦 市				民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
全 体	47.3 歳	77 人	331,662 円	422,405 円	---	---	---	---
清掃作業員	43.9 歳	38 人	318,674 円	429,898 円	廃棄物処理業従業員	43.3 歳	299,800 円	1.43
学校給食調理員	51.4 歳	17 人	329,212 円	387,334 円	調理士	38.9 歳	278,500 円	1.39
学校校務員	49.9 歳	12 人	349,542 円	412,600 円	用務員	53.9 歳	227,200 円	1.82
自動車運転手	---	---	---	---	自家用自動車運転者	55.6 歳	267,300 円	---
その他	50.4 歳	10 人	363,730 円	465,323 円	---	---	---	---

※「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成16年～18年の3ヶ年平均）

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全には一致していません。

※ 本市に「自動車運転手」1人が在職しますが、個人情報保護の観点から当該職員採用時の職種である清掃作業員に含めています。

※ 三浦市における区分「その他」は、道路補修、病院給食調理、病院内器具等修繕などの業務にあたっている者です。

### (2) 年齢別職員数の状況

区 分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
全 体	0	0	0	1	9	7	8	12	13	15	11	1	77
清掃作業員	0	0	0	1	8	5	4	6	8	4	1	1	38
学校給食調理員	0	0	0	0	1	0	1	3	2	5	5	0	17
学校校務員	0	0	0	0	0	0	3	1	2	4	2	0	12
自動車運転手	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
その他	0	0	0	0	0	2	0	2	1	2	3	0	10

### (3) その他給与に関する事項

ア 給料表 技能労務職給料表を適用

イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場作業手当	清掃作業員、土木作業員	工事現場作業等従事	日額 200円以内
有害薬品取扱手当	清掃作業員	有害薬品取扱作業	日額 200円
し尿処理作業手当	清掃作業員	し尿処理作業	日額 400円
じん芥処理作業手当	清掃作業員	じん芥収集作業	日額 350円以内
死畜処理作業手当	清掃作業員	死畜処理作業	1件 100円
火葬作業手当	火葬場職員	火葬作業	日額 400円
医療施設勤務手当	市立病院職員	市立病院における業務	月額 7,000円以内
年末年始勤務手当	清掃作業員、市立病院職員	年末年始における業務	日額 6,500円以内

※ 現在火葬場施設の運営は民間委託により実施していますので、特殊勤務手当の支給実績はありません。

※ 年末年始勤務手当の支給対象業務にある「年末年始」とは、12/29～1/3の市役所閉庁期間です。

ウ 昇給基準

昇給日（各年の7月1日）に、昇給日前1年間の勤務成績に応じて4号給（55歳を超える者は2号給）を標準とし昇給します。

## 2 基本的な考え方

技能労務職員について、他の職員と同様に特殊勤務手当の見直しを実施し、平成19年4月1日以降の週休日等の振替に伴う変則勤務手当を廃止する等順次見直しを実施しています。今後も引き続き、各特殊勤務手当ごとに、支給の合理性、対象となる勤務内容と他の手当・給料との関係、支給方法の妥当性をはじめ、支給基準・支給額等を含めて総合的に点検を行い、見直しを進めていきます。

また、技能労務職員により実施している各業務（学校校務員業務、学校給食共同調理場業務、道路補修業務、ごみ処理業務、給食調理・事務局業務（市立病院）について、市場化可能性調査を実施し、その結果に基づく方針決定の後、導入可能な業務から順次民間活力の導入を実施します。

これらの手当の見直しや現業部門への民間活力の導入と併せ、退職不補充の徹底・一部行政職への任用替等により技能労務職の職員数の漸減により技能労務職員にかかる総人件費を縮減していきます。

## 3 具体的な取組内容

市場化可能性調査の結果に基づき、給食調理・事務局業務（市立病院）については平成20年度から民間活力の導入を行い、技能労務職員による直営体制を廃止する予定です。

また、学校校務員業務及び学校給食共同調理場業務については、平成21年度の民間活力導入に向け取り組み中であるほか、道路補修業務及びごみ処理業務についても引き続き民間活力導入を検討していきます。

このほか、自動車運転業務については、現状では技能労務職員1人と臨時職員によっていますが、再任用職員やごみ処理業務からの職種転換等を活用しつつ引き続き民間活力導入を比較検討していきます。

## 4 その他

技能労務職員については、退職不補充の原則により、平成15年4月1日付採用以降、現在まで新規の採用を行っていません。今後も、前述の市場化可能性調査の結果による民間活力導入の可能性を踏まえ、退職不補充を徹底します。